

総代ならびに役員退任手当基金規程

(目的)

第1条 この土地改良区は、総代ならびに役員（総代会議長・同副議長を含む。）に対する退任手当支給の資金に充当するため、この基金を設ける。

(積立方法)

第2条 毎期の積立金は、次の各号に掲げるものを原資として、総代会にて承認された額を積み立てることとする。

- (1) 毎期の積立金は、毎年度算定した総額の4分の1を一般会計予算に計上し、これを積み立てるものとする。
- (2) 積立総額は前項で算定した総額を超えてはならない。

(管理方法)

第3条 基金の管理および運用の責任者は、理事長とする。

2 基金に属する現金は、その目的を示す名称をもってその他の基金および現金預金とは区分して保管しなければならない。

3 基金の運用は、規約第43条に掲げる金融機関への預貯金によるものとする。

(処分)

第4条 基金は、設置の目的に適うことのほか、支出もしくは処分することができない。

(利息の繰り出し)

第5条 基金より生ずる利息は、これを毎年度一般会計予算に計上し、経常経費に充当するものとする。

(処理方法)

第6条 第4条の規定により支出する場合は、一般会計予算に計上し、支出するものとする。

(会計)

第7条 基金は、貸借対照表の資産の部の(款)特定資産、(項)退任手当基金積立資産の名称を付して計上するものとする。

2 本規程に基づき積み立てた基金は、他の会計区分に流用してはならない。

(改廃)

第8条 この規程の改廃については、理事会の議決を経て行うものとする。

(細則)

第9条 この規程に定めるほか、基金の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成 3年 9月 2日より施行する。

附 則

1 この変更規程は、平成 6年 4月 1日より施行する。

附 則

1 この変更規程は、平成 6年 9月 1日より施行する。

附 則

1 この変更規程は、平成10年 4月 1日より施行する。

附 則

1 この変更規程は、平成14年 3月 1日より施行する。

(総代ならびに役員退任手当基金規程)

附 則

- 1 この変更規程は、平成27年 4月 1日より施行する。

附 則

- 1 この変更規程は、平成31年 4月 1日より施行する。

附 則

- 1 この一部改正は、令和 4年 4月 1日から施行する。